

# 申告書の書き方

## ③収入金額等の記入

### (A) 給与の収入があった方

源泉徴収票に記載の支払金額を申告書の②欄に記入したうえで、①欄には下記の「給与所得の速算表」で計算した給与所得金額を記入して下さい。  
※源泉徴収票を添付して下さい。

源泉徴収票がない場合は、裏面の「賃金明細」欄で合計年間収入金額を計算し、②欄に記入して下さい。

#### ●給与所得の速算表

給与の収入金額	給与所得金額
~ 650,999円	0円
651,000円~1,899,999円	収入金額-650,000円
1,900,000円~3,599,999円	A 収入金額÷4 A×2.8-80,000円
3,600,000円~6,599,999円	(千円未満切捨) A×3.2-440,000円
6,600,000円~8,499,999円	収入金額×0.9-1,100,000円
8,500,000円~	収入金額-1,950,000円

### (B) 公的年金等の収入があった方

公的年金等支払者（日本年金機構等）から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書の①欄に記入した上で、②欄には下記の「年金所得の速算表」で計算した金額を記入してください。  
※源泉徴収票を添付して下さい。

#### ●年金所得の速算表

年齢	年金収入金額 A	年金所得金額
令和8年1月1日現在 65歳未満の方	130万円未満	A-600,000円
	130万円以上410万円未満	A×0.75-275,000円
	410万円以上770万円未満	A×0.85-685,000円
	770万円以上1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円
令和8年1月1日現在 65歳以上の方	1,000万円以上	A-1,955,000円
	330万円未満	A-1,100,000円
	330万円以上410万円未満	A×0.75-275,000円
	410万円以上770万円未満	A×0.85-685,000円
※上記は、公的年金等雑所得以外の合計所得金額が1,000万円以下の場合の計算式です。	770万円以上1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円
	1,000万円以上	A-1,955,000円

### (C) ~ (E) 営業等・農業・不動産の収入があった方

下表に該当する収入があった場合には、収支内訳書を作成したうえで、該当する所得の A収入金額、B必要経費、C専従者控除と所得金額（A-B-C）を申告書のそれぞれの欄に記入して下さい。  
※収支内訳書を添付して下さい。

(C) 営業等	製造業、小売業、飲食業、建設業、サービス業、保険外交員などの事業から生じる所得。 ※請け負った報酬は給与ではなく営業所得になります。
(D) 農業	田・畠からの生産物、果樹、養豚、養鶏などから生じる所得。
(E) 不動産	貸家、貸地、アパート、賃ガレージ、駐車場などから生じる所得。

### (F) ~ (J) 一時的な収入・その他の収入があった方

下表に該当する収入があった場合は、収入金額、必要経費、所得金額等を記入して下さい。

(F) 利子	銀行等の預貯金の利子など。（源泉分離課税分は不要）
(G) 雜 (公的年金以外)	原稿料、生命保険の年金（個人年金）、講師謝礼、互助年金など公的年金以外の所得。
(H) 配当 (株式・その他)	株式、出資の配当、証券投資信託の収益の分配にかかる所得。 ※必要経費として、株式取得のための借入金の利子が計上できます。
(I) 一時	生命保険の満期受取金・解約返戻金、懸賞の賞金、福引などの当選金などの所得。 ※必要経費として、支払保険料などその収入を得るために支出した費用が計上できます。
(J) 総合譲渡 (短期・長期)	自動車、機械、ゴルフ会員権、書画骨董などの資産譲渡による所得。 短期 資産の保有期間が5年以内のもの 長期 短期以外のもの ※必要経費として、譲渡費用・取得費などが計上できます。

# 令和8年度（令和7年中所得）市民税・県民税申告書

8 五條市長宛

① 住所 五條市岡口1丁目3番1号	個人番号(マイナンバー) 123456789012	番号 確認添付
② フリガナ ゴジョウ イチロウ	生年月日 昭和33年5月1日	妻婦 ひとり親 死別 離婚 生死不明 未婚
③ 氏名 五條 一郎	障害者 身体 精神 療育 6級	身元 確認添付代理人
電話番号 (自宅・携帯・代理人) 0747-22-4001	代理人	勤労学生 (学校名)

配偶者(特別)控除  
同生計配偶者

五條 花子	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	大(昭)平 40年 5月 7日	身体 精神 療育 級	同居 別居	給与収入金額 円 850,000	公的年金収入金額 円
橋本 代	3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4	大(昭)平 19年 9月 1日	身体 精神 療育 級	同居 別居		
五條 和子	4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5	大(昭)平 60年 11月 12日	身体 精神 療育 級	同居 別居		
五條 町子	5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	平成令和 30年 3月 2日	身体 精神 療育 級	同居 別居		

16歳以上  
扶養控除

16歳未満  
年少扶養

※老人扶養昭和31.1.以前生 (特定扶養) 平成15.1.2~平成19.1.生 (年少扶養) 平成22.1.2以後生

所得の種類  
所得金額(単位 円)

給与 (A)	(株) ○○商店	⑦	1,770,000	①	1,120,000
公的年金 (B)	厚生労働省、○○組合	⑧	1,500,000	②	400,000
所得金額調整控除 A 100,000					

※障害年金や遺族年金はこの欄には記入せず、裏面に記入して下さい。

所得の種類  
所得金額(単位 円)

A収入金額	B必要経費	C専従者控除	所得金額 A-B-C
事業 営業等 (C)			③
農業 (D)	205,520	10,000	④ 195,520
不動産 (E)			⑤

※営業等、農業、不動産所得がある場合は、収支内訳書を添付してください。

所得の種類  
所得金額(単位 円)

利子 (F)			⑥
雑 (公的年金以外) (G)	個人年金・○○保険	50,000	⑦ 50,000
株式 (H)			⑧
その他 (I)			⑨

所得の種類  
所得金額(単位 円)

種目・所得の生ずる場所 A収入金額	B必要経費	C特別控除	所得金額 A-B-C		
一時 (J)	生保険金・○○保険	4,000,000	3,200,000	500,000	⑩ 300,000
短期			⑪		
長期			⑫		
⑪+((⑩+⑪)×1/2)				⑩ 150,000	
合計	(①~⑩の合計)-A			1,815,520	

種類  
所得控除額(単位 円)

対象となる支払金額 (i)	補てんされる金額	最低負担額	控除額	
口 医療費 控除 (口セルフメディケーション)	110,000	10,000	90,776	9,224
※医療費控除かセルフメディケーションを選択してチェックして下さい。申告には明細書の作成が必要です。				
社 会 保 险 控 除	A国民健康保険税 B国民年金保険料 (は)	C介護・後期高齢 D給与控除分 ※証明書を添付して下さい。	合計金額 A+B+C+D	740,140
小規模企業共済掛金(旧2種を除く)、心身障害者共済掛金等の合計				
生 命 保 险 控 除	新生命保険料(一般) (E)	新個人年金保険料 (F)	介護医療保険料 (G)	
	226,321	200,700		
	旧生命保険料(一般) (H)	旧個人年金保険料 (I)		
	地震保険料 (J)	旧長期損害保険料 (K)	※保険会社が発行した証明書を添付して下さい。 保険料の区分は、証明書に表示されています。	
	6,400			

⑤所得金額調整控除の記入

次のいずれかに該当する場合は、所得金額調整控除が適用されます。

給与及び公的年金に係る所得がある方  
給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合  
所得金額調整控除額=所得控除後の給与所得(10万円を超える場合は10万円)-10万円

給与等の収入金額が850万円を超える場合  
・特別障害者に該当する  
・年齢23歳未満の扶養親族がいる  
・特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる  
所得金額調整控除額=給与等の収入金額(1,000万円を超える場合は1,000万円)-850万円×10%

## ①氏名・住所・個人番号等の記入

- 氏名、住所（本年1月1日現在）、個人番号（マイナンバー）等を記入して下さい。
- あなたが寡婦・ひとり親・障害者・勤労学生に該当する場合、控除の対象となります。該当する事項に○をつけ、記入して下さい。

寡婦	該当するものを○で囲んで下さい。
寡婦 ひとり親	あなたが女性で次のいずれかに該当する場合 ・夫と死別・離婚後再婚していないか、夫が生死不明の人で子以外の扶養親族がいる。 ・夫と死別した後、再婚していない。 ※いずれも本人の合計所得が500万円以下の方に限ります。
ひとり親	生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下）がいる方で、次のいずれかに該当する場合 ・夫(妻)と死別・離婚後再婚していない人 ・夫(妻)が生死不明の人 ・未婚の方(住民票の続柄に「夫(未届)」、「妻(未届)」と記載がある方は対象外) ※いずれも本人の合計所得が500万円以下の方に限ります。
障害者	あなたに障害がある場合、該当するものを○で囲み、障害の種類と等級を記入して下さい。記入が無い場合は障害者控除の適用ができません。 (※コピーの添付または手帳の提示が必要です。)
勤労学生	あなたが勤労学生である場合、学校名を記入して下さい。 ※合計所得金額が85万円を超える方は、適用できません。

## ②扶養親族等の記入

配偶者(特別)控除 ・ 同生計配偶者	あなたに妻(夫)がいれば記入して下さい。ただし、合計所得金額が133万円以下の人が、生計を一にしている人に限ります。 (例：給与所得者の場合、収入金額が201万6千円未満)
扶養控除	あなたに妻(夫)以外の扶養親族がいれば記入して下さい。ただし、合計所得金額が58万円以下の人が、生計を一にしている人に限ります。 (例：給与所得者の場合、収入金額が123万円以下)

※同じ人を2人以上扶養することはできません。  
※配偶者(特別)控除、扶養控除をお互いに適用することはできません。

※ 配偶者や扶養親族に障害がある場合は、障害の種類を○で囲み、等級を記入して下さい。

※ 別居している場合は、「別居」を○で囲み、住所を裏面の「別居の扶養親族等に関する事項」に記入して下さい。

## ④所得控除額の記入

下記の表をご覧の上、該当箇所に必要事項を記入して下さい。

※すべて令和7年中に支払ったものに限ります。

① 雜損控除	あなたや、総所得金額等が58万円以下の配偶者その他の親族で生計を一にする